ＫＤＤＩ株式会社及びインターネットサービスプロバイダに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応並びにメールサービス利用者に対する注意喚起について

令和８年８月 19 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」という。）及びインターネットサービスプロバイダ（以下「プロバイダ」という。）に対し、令和８年８月 19 日、法第 147 条の規定による指導等を行った。

第１　事案の概要

ＫＤＤＩは、プロバイダ向けのメールシステム（以下「本件システム」という。）を開発し、複数のプロバイダに対し、メールサービスを提供している。

令和８年６月 17 日、本件システムを構成するソフトウェアの脆弱性を悪用した不正アクセスにより、本件システムに保存されていたメールサービス利用者の認証情報であるＩＤ（メールアドレス）及びパスワード（以下併せて「本件認証情報」という。）の漏えいが発覚した（以下「本件漏えい事態」という。）。

漏えいが確認された本件認証情報に係る本人数は 1223 万 1954 人である。うち 761 万 6173 人のパスワードは、本件システムに平文のまま保存されており、本件認証情報を窃取した第三者において、メールボックス内の情報が閲覧可能な事態となっていた。

第２　当委員会の対応

１　ＫＤＤＩに対する指導

ＫＤＤＩは、複数のプロバイダに提供することを想定して本件システムを開発し、本件漏えい事態発生時点では、多くのメールサービス利用者が利用するシステムとなっていた。また、本件システムでは、多くのパスワードを平文で保存していた。そのため、ＫＤＤＩは、このような点に起因するリスクに応じ、攻撃者の侵入後の横展開を防止し、被害の拡大を最小限に抑えるべく、多層的に対策を講ずる必要があった。

しかしながら、ＫＤＤＩは、これらの事情を踏まえたアクセス制御等の措置を十分に講じておらず、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「ガイドライン」という。）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に示

す技術的安全管理措置の不備が認められる。

よって、当委員会は、ＫＤＤＩに対し、法第147条の規定により、安全管理措置を改善するよう指導するとともに、法第146条第１項の規定により、二次被害の発生状況も含めた再発防止策の実施状況について、関係資料を添付の上、令和８年10月19日までに報告するよう求める。

２　一部のプロバイダに対する指導

前記１のとおり、本件システムにおいては、大量の個人データを取り扱っているにもかかわらず、メールサービス利用者が設定したパスワードが平文で保存されていたところ、これについては、一部のプロバイダ側の事情に起因するものであった。

したがって、当該プロバイダについては、ガイドライン「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に示す技術的安全管理措置の不備が認められる。

よって、当委員会は、当該プロバイダに対し、法第147条の規定により、安全管理措置を改善するよう指導する。

３　メールサービス利用者に対する注意喚起

(1)　本件認証情報と同じ又は類似するパスワードが他のサービス（他社のサービスを含む。以下同じ。）でも使い回されている場合、リスト型攻撃[1]等により、当該他のサービスにおいても、第三者による不正ログインがなされ、個人データの漏えい等につながるおそれがある。

(2) そこで、本件システムのメールサービス利用者（団体及び個人）においては、以下の点に留意されたい。

①　本件認証情報と同じ又は類似する文字列のパスワードを他のサービスにおいて使い回していないかどうかを速やかに確認し、パスワードの使い回しが判明した場合には、速やかに当該他のサービスのパスワードを強固な文字列に変更すること。

②　個人情報取扱事業者及び行政機関等においては、従業者又は職員に対し、①の点を周知徹底すること。

以　上

[1] 何らかの手段により不正に入手した他者のＩＤ・パスワードをリストのように用いて様々なサイトにログインを試みることで、個人情報の閲覧等を行うサイバー攻撃。